

厚生常任委員会

平成21年3月12日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	小林 誠
吉野 俊明	西谷 剛周	木田 守彦
中川議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	住 民 生 活 部 長	西本 喜一
福 祉 課 長	西川 肇	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
国保医療課長	植村 俊彦	同 課 長 補 佐	吉村 俊弘
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	環 境 対 策 課 長	乾 善亮
同 課 長 補 佐	栗本 公生	住 民 課 長	清水 昭雄
健康対策課長	寺田 良信	同 課 長 補 佐	増井つゆ子

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 木田委員、辻委員

委員長

皆さんおはようございます。

全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長のご挨拶をお受けいたしたいと思います。

小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは、最初に本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

署名委員には、木田委員、辻委員のお二人を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件につきましては、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付議議案について、（1）議案第1号、斑鳩町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

西川福祉課長。

福祉課長

議案第1号、斑鳩町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について、ご説明いたします

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長

議案書の最後のページの要旨の朗読によりまして説明とさせていた

だきますのでよろしくお願いいたします。

(要旨朗読)

福祉課長 なお、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

また、前回の委員会でご説明させていただいておりますことから、条例の本文、新旧対照表の説明については省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、議案第1号、斑鳩町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りまして、原案通りご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
なにかございますでしょうか。
辻委員。

辻委員 すいません。運営費の処理っていうのか利息は一般会計に編入と書いてますけども、できるだけ有利なところに預けてもらうっていうのか、この基金の運用、できるだけ有利な金融機関を利用されるようお願いするとともに、実際この運用益をどないされるのか、その辺なんか方法あるのかな。

住民生活 運用益でございます。今の金利につきましては、2月の16日現在の金利がスーパー定期によりますと0.15%ということでございます。

すいません。これ0.15というのは1ヶ月です。1年もので0.25です。一番有利な定期預金でも3年ものが0.25ということで、ただこれは期限付きの基金でございますので、その中でできるだけ高

い利率、定期でしたら0.25と、1ヶ月は0.15ですけども、より高い利率がある運用を図ってまいりたいと考えております。

委員長 他に質疑などはございますでしょうか。
よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
それでは、議案第1号、斑鳩町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について、お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第1号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第2号、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療 それでは議案第2号、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する
課長 条例について説明いたします。

まず議案書を朗読します。

(議案書朗読)

国保医療 それでは、末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきたいと思
課長 いますのでよろしくお願いいたします。

(要旨朗読)

国保医療課長 以上で、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明といたします。温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木田委員。

木田委員 収入の激減ということなんですけれども。当町においてですね、どれぐらいの方がそういうことになってくるという風に考えておられるのか、予想っていうんですかね、その辺のところについて、どういう風に考えておられるのかについてお聞かせ願いたいと思います。

国保医療課長 今回の減免の改正部分の具体的な運用につきましては、これからその手順が適用範囲を要綱なり、また基準などで定める必要があると思っております。その基準の内容次第で適用される方等も決まってくるわけですが、現段階、一般質問の中でもお答えをしておりますように、災害等につきましては、その記載内容について段階を設けながら減免を行っていくと、そして収入の激減につきましては、その収入の激減に係る責任が納税義務者自身にないこと、例えば、失業ひとつ例にとってみますと、会社の倒産やリストラなど、本人の意思に反して職を失った方に適用していくというような考えをひとつ持っております。また低所得者ということなんですけれども、いわゆるもともと低所得者であるという方との法定軽減との均衡の問題もあります。これらの基準を今後詰めさせていただく中で、人数等も絞られてくるものという風に考えておりますので、現段階で適用者がどれぐらいかということについては、まだ推定もいたしていないというところでご理解をいただきたいと思います。

木田委員　　そういう人が出てくるか出てこないか、わからんっちゃうことらしいねんけども、今までに減免を受けられておられる方はどのぐらいおられるか、教えていただきたいと思います。

国保医療課長　　平成20年度については現在は減免適用はございません。いわゆる災害についての減免適用はございません。現行条例の第3号で、後期高齢者医療制度の移行に伴います減免の対象者については、若干名おられます。それで今生活が著しく困難になったことによる減免というのは、今まで条例上規定がございませんでしたので、減免の適用はなかったということをご理解いただきたいと思います。

委員長　　他に質疑などございますでしょうか。
辻委員。

辻委員　　21年度から適用ということで実際7月からと思いますけども、今、お話の中で、要綱につきましてもできたらそれまでには要綱は出てるということで考えていいのかなど、その辺よろしくお願いします。

国保医療課長　　実際の賦課は、委員おっしゃいましたように7月になってからですので、事実上は7月からということになりますけども、それまでに要綱なり基準を策定していきたいという風に思っております。

委員長　　それにつきましては、当委員会の方に要綱など設けられた時点で閉会中なのか、開会中になるのか、5月6月あたりの委員会でお示しを願えたらという風に思っております。

その他に委員の方で何かございますでしょうか。

(な し)

委員長　　他にないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、議案第2号、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第2号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、(3) 議案第3号、斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

西川福祉課長。

福祉課長 議案第3号、斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長 まず、議案書の最後のページの要旨の朗読をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(要旨朗読)

福祉課長 この施行期日につきましては、平成21年7月1日から施行するものでございます。

なお、先の2月20日の当委員会におきまして、3月定例会の付議予定議案として、斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきましたが、その中でいただきましたご意見を参考にし、また再度検討いたしました結果、

本条例の改正内容を一部変更しておりますのでそのご説明をさせていただきます。

要旨にもありますように、利用される方が公平に大広間をはじめ館内でゆっくりとくつろいでいただくために、館内に入られた方には一律に入館料を支払っていただくこととしております。前回の改正案では娯楽室の利用については入館料をいただかないとしておりましたが、入館者の公平性を考慮いたしました結果、娯楽室を利用される方にも入館料を払っていただくことで変更しております。

これによりまして、娯楽室利用後に入浴されたり、また大広間で休憩されたり、喫茶室を利用される際には他の入館者と区別することなく利用できるという風に考えており、入館者同士のトラブルもなくなりまして、また入館者の管理も適切に行えらるかと考えております。

なお、喫茶室のみの利用につきましては、別に外から直接、喫茶室に入れる入口を設置することで、入館者との区別することが出来ることから、入館料はいただかないことにしております。

また、小広間につきましては、予約制により一定時間専用して使用でき、大広間との使用形態が違うことから、前回委員会で説明しました通り使用料を設定しております。

それでは、条例の改正内容を斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例、新旧対照表により説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

この対照表の中で、アンダーラインを引かせていただいております部分が今回改正をお願いしているところでございます。まず、条例第7条でございます。表の右側の旧条例では、現在の条例では、使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。となっております。今回入館料を納めていただくことから、表の左側の新条例では、使用者は、別表に定める入館料または使用料を納付しなければならない。と改正します。

次に、その下の別表でございます。旧条例では「浴場の使用料」となっております。その使用料を今回そのまま「入館料」として改正す

ることをごさいます。左側新条例では入館料と使用料をそのまま入館料とさしていただいているということをごさいます。

また、その表の下の備考としまして「ゲートボール場、ふれあい広場又は喫茶室のみを使用する場合は除く。」という形で記載させていただいております。

これは、現行の浴場の使用料（入浴料）を入館料に変更するもので、館内に入る際に入館料を払っていただくことで入浴をしていただけまして、大広間等館内の施設の利用もできるというものです。

今までどおり、入浴される方につきましては、今までと同じ料金で入館できまして、入浴することができます。

例えば、入館料では、65歳以上の方では、町内では200円、町外の方で400円となります。16歳以上65歳未満の方では、町内が300円、町外が500円と、6歳以上16歳未満の方では、町内が100円、町外が300円と、6歳未満児及び身体障害者の1、2、3級まで、また療育、精神障害者の保健福祉手帳所持者の方では、町内の方は無料、町外の方については100円となっております。

次に、各室の使用料をごさいますが、小広間につきましては、旧条例の無料となっておりますところを、今回1回あたり500円、アンダーラインを引かせていただいているところ、500円と改正させていただいております。

小広間につきましては、事前予約制をとっておりまして、入館時に入館料と合わせて部屋の使用料1回あたり500円、1回につきましては5時間まで使用できることとなりますが、いただくこととなります。

娯楽室、カラオケルームをごさいますが、これにつきましても入館時に、入館料と合わせて部屋の使用料1時間1,000円を頂くこととなります。

これによって、小広間や娯楽室の利用者も入浴や大広間等の館内施設の利用をしていただけるということとなります。

なお、喫茶室入口の設置の期間や広報、周知の期間を考慮いたしま

して、7月1日からの施行といたしております。

今後、いきいきの里での掲示、また憩の家での掲示を行いまして、また町広報紙等での周知を図りまして、利用者の皆様のご理解を得るよう努力いたしまして、混乱のないように進めて参りたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、議案第3号、斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきますので、よろしくご審議賜りまして、原案通りご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
西谷委員。

西谷委員 一般質問でもしたんですが、今回の入館料について実際に利用されている方の何人かに実態を聞いたんです。町が言ってるように大広間で囲碁や将棋をして、それが混雑している時に邪魔になるような状況っていうのはあるのかっていうこと聞いたら、そんなん普段空いてて邪魔になるような状況は、たまたま私が聞いた何人かかもしれませんねんけども、そういう状況は見たことがないということを言われたんです。その辺実際どうなんかっていうのを1点と、それと説明では公平っていうことで言われているんですが、実際に1年間ですとね、入浴料金年間どれぐらいふれあい交流センターの中で収入としてあがってるのかっていうのと、入浴者数は年間どれぐらい利用されてるのか、その2点聞かせていただけますか。

福祉課長 今、委員の方からありました1点目の囲碁、将棋の利用状況でございます。去年の7月頃からどれぐらい利用されるかということで、町の方も利用状況調べさせていただきまして調べております。特に利用が多いのは、憩いの家の休館日であります水曜日、またそのあくる日木曜日、火曜日、土曜日という週が多くございました。また利用時間

につきましても、朝の10時半から夕方の4時までという方もおられます。また昼から来られて夕方の4時半ということで、特にその団体さんが3グループ、または4グループということで使用される日もございました。また今年の正月、入浴者が236人とかなり混雑しておった時期にも、その利用をされたということで、その時にもトラブルが起こってということも、私も確認しておるところでございます。その時には、朝の10時15分から夕方の4時半まで利用された。かなり混雑している中でも利用されたということで、協力をお願いしたのですが、なかなかすつということでは止めていただけなかったということで、そういう状況もございます。そういうことで、その利用状況についてはということで、各月それぞれ調べておりますが、今、言いましたように、水曜日が特に多い状況でございますが、そういう形で混雑している、水曜日というのは憩の家の休館日になっておりますので、入浴者が多い、平日の中でも多い日でございます。その中でも利用されるという状況であることは確認してます。

委員長 西本住民生活部長。

住民生活部長 年間の収入でございます。使用料につきましては、平成19年度で747万2千円、それからあとタオルの販売代金とかで、諸収入であると13万7千円、合わせて760万程になります。それから入浴者数でございますけれども、平成19年度の入浴者数は3万7,360人となっております。以上です。

西谷委員 私なんで聞いたか言うたら、ざっと入浴の料金が760万ぐらいあって、3万7千人ですか、延べ、ざっと200円平均にして700万ぐらいという感じになるのかなと。要は利用されている中でも聞いたら、どういう件でそういうのがあんのかわかれへんけども、町が配ってる券なんかな、無料の券でずーっと1年間来てはるような人がいてるという話とかときどき耳にするんですね。町が公平にとかわはる

けど、現実的には200円の分を支払ったりする人も、あるいは他の人から借りて、っていうかもらってしはるのか知りませんが、それを利用してとかっていう話があんのかなって話を聞くんですが。この前も言ったんですが、大広間であかんかったら小広間であかんのかな。仮にそれで事済むんやないのかな。結局もともとの原点そのものが囲碁や将棋されて大広間で混雑するんや、あるいは今言われているように、朝から4時までずーっとただで使われるっていうこと自身が、利用者の中でのギャップがあるのかもしれませんが。それは指導しても従ってもらえないんだっていうことなんです。実際、小広間に移ってくださいってことで事足りるんちゃうんかな。それをわざわざ今まで関係のないって言ったら語弊がありますが、カラオケを使っておられる人とかのところへ、そういうしわ寄せをいくのが、ちょっと本末転倒しているのと違うかなと素朴に思いましたし、私自身も私はこういう考え方してるんやけどもっていうことで、何人かの住民の方にも聞いたし、実際に傍聴された方でもやっぱり同じような意見でした。そやから私はこういう条例をつくる前に、もともとの原因である囲碁将棋の方々の対応さえできたら、わざわざこんなやかましくすることないんかな、ましてやコーヒーに、喫茶に来られる方については関係ないからっていうことで、また入口を別に設けてせんならん必要があるんかなって、私は素朴にやっぱりおかしいなと思いますし、その中ではやっぱり町の考え方とだいぶずれるんですが、私は普通に一般論であちこちしゃべっても、やっぱり同じような答えが返ってくるんですよ。どうもこういう考え方っておかしいんちゃうの、なんでその囲碁や将棋の人、替わってもおたらええだけの話ちゃうのてのは、私ずーっと聞いたら住民も同じような形でやっぱり言われている中で、それは逆に言うたら管理をされてるその人らがきちっと、そういう管理ができてないことになるん違うかな。もめて聞いてくれはれへんのやったら、聞いてくれへんだけにこういう事情ですから、これだけ混雑してますから、小広間の方でやってくださいっていう形で言ったらそれで済む話やなど、私は素朴に思いますねんけどね。

町 長

西谷委員さんはそういうご理解っていうか、そういうことを色々聞いておられる。実質1月の正月、今、西川課長が申しましたように、役場の私どもの方にも電話かかってきてですね、なんで囲碁はでけへんねんと。当然するやないかということで、なんで職員がやめてくれと言われるということもね、色々と聞かされています。担当の課長も当然現地行ってですね、その場所の雰囲気も見てます。喧々なことでございましてね。聞いてくれるとかそんな状況ではないわけですから。それとやっぱり、このいきいきの里の関係っていうのは、当初からだいぶ変わってきたと思うんです。最初の料金設定から、そしてまた町内に限るということでやってたやつが、やっぱり親戚の方が帰って来られたらと、そしたら町外もっていうことでしてきましたが、そういう中で、料金設定についてもやっぱり地元の方等、値段を下げようということで、町内比較的だいぶ値段を下げたわけですから、そういうことの状況から考えますと、なにも小広間がどうかという問題よりも、やっぱり小広間の利用度も高いんです。それは何かっていうと、やっぱり無料であるということがですね。だから斑鳩町の場合考えてみますと、コミュニティセンターとそれからいきいきの里の小広間は非常に利用度が高いんです。それは何かというと無料ですから、あと全部有料なんです。だから私はやっぱり以前からも、まあ西谷委員も受益者負担っていうのは当然必要やということを申されているわけですから、私はやっぱりそういうことも踏まえる中で、そこらはやっぱり考えていかんと、空いたとこ、無料のとは必ず多いわけです。申し込んだかて取れまへんでということ、われわれ苦情なんぼも聞くわけです。消防コミュニティセンターもですね、かなり利用度が高いんです。そして申し込んだかてなかなか取れませんということもございましてですね、小広間にしたって必ず黒板見たかて、必ず入っております。いろんな催し等が入っております。そういうことを考えますとやっぱり、なぜそういうことになっていくのかなと、やっぱりいきいきの里として機能は風呂に入ってゆっくりしていただくというこ

とが当然であろうと思いますし、そういうことも考える中で、ゆっくりとしていただくというのは本来ですから、それらのことをやっぱり十分検討していかなかったら、ただそれは当然今無料ですから風呂入らない人は無料ですから。やっぱりそういうことを考えますと、どうしても斑鳩町の場合、中央公民館、東、西、あるいはそういういかるがホールあるいはそういうところから、生き生きプラザ斑鳩にしても有料ですから、それらのことを考えますと今、無料のところに向かっているということで、やっぱり公平性を保つというか、やっぱり風呂の使命ということを考えますと、ゆっくりとしていただくということが一番大事でないかと。それと無料で来られるというのは、当初西谷委員もおっしゃったように、高齢者の者にただの無料券やるの、70歳以上の敬老会の記念品でやるのもおかしいやないかと、いうこともおっしゃいましたけれども。やっぱり5千円のバスの関係の老人クラブからご要望があって、5千円のバスカードいらん人の中で、風呂の券ほしいという方もございますということで、この関係でも何百人かのバスカードは私いらんけども、風呂の券でほしいというご要望も承って、それもやっていますし、敬老会関係等については70歳以上の方に、そういう無料券を配布しているということでございます。

西谷委員 実際、小広間について、今回の条例の中で小広間も500円という形で載っているんですが、それはそれで今町長が言われるように無料よりは若干の負担はしてもらってというのは、それは仕方がないかなと思います。それでええんちゃうかな。わざわざすべての人に200円いるんかなってというのは素朴に思うんですけどね。それで確かに無料入浴券でも、町長がバスの5千円いらんから入浴券ほしいっていう方もおられますけど、入浴券もいらんのやって、あんなんもらわへんねんっていう人も結構聞くわけですね。そしたらふれあい交流センターそのものが年代、当初は年代を超えてその中で当然ふれあい交流っていうんやから、そういう場所であった部分が、入浴が主みたいな形になってきてるんやけども。そうなんかな、実際にそれほどすべての

人に、私は小広間さえ仮に言われているように今までは無料やったけども、500円いただきますっていう部分の中で、それでええんちゃうのかな。改めて全ての人公平に200円を全部貰いますっていうのは必要なかなっていうのは、ここまではする必要ないんちゃうかなと、私はこう思います。ただまあこういう話は恐らく一般質問のところからどっちみち平行線になると思いますから、私の意見としてはこういう形でっていうことで置いときたいと思います。

委員長 他に委員皆さんの方で何か質疑ございませんでしょうか。
吉野委員。

吉野委員 今回の条例改正の大きな目的っていうのは、人数調整ですか。それとも受益者負担っていうことでお金を取ることによって2つあるのかな。もしかしたら人数調整することによって受益者負担分も上がるとこういう風な考えなんではないでしょうかね、その辺ははっきりと目的を。

町長 目的は当然入浴の関係ですから、やっぱり入館料っていうのは当然風呂へ入られるっていう一つの限定ということで、考えていただきたいということでございますから。やっぱり目的はいきいきの里の風呂ですから、風呂に皆さんが来られるわけですから。まあ仮にさきほどおっしゃられてるように小広間でも何人か会合あるから来てくれと、しかし風呂もあるよってに風呂も入ってくれということをおっしゃっていると思います。しかしわしは風邪引いてるから風呂はいらんねんという方もあろうかと思えます。原則としてはやっぱり入館料っていうのは当然やっぱり必要ではないかなと。今までそういう形でやったきたことは、そういういろんなことですね、勉強になったんじゃないかなと思います。

吉野委員 よく地方自治体の本を読みますと、箱物は生き物っていう言葉が出てくるわけですよ。箱物っていうのはやっぱり生きてるもので、当初

建てた時の目的は風呂であったかもしれんけども、住民の皆さまとなんとなく集まってきて、別の意味で囲碁将棋なんかもそうなんですけども、そういう場所になっているということもよくあることであろうと思います。ですから現象だけ見て、急にその短絡的にショートしてるんじゃないかなと。町の考え方っていうか、こうなったからこうだと、まあ対症療法的になってしまって、ちょっと奇異な感じを住民が抱くんじゃないかなと思います。私もあそこは風呂にだけ入る入浴室だとは思ってなかったところがありまして、町外から来る方は当然そんなんですし、町内の人もそこまで徹底して風呂が主だってことは思ってるのかどうかはそれは分かりませんが、そういうこともありまして、たくさんの方が集まってくるということは、私は福祉の原点として特に老人福祉の原点としては望ましいことではないかなと思います。ただし、あそこでお勤めされている方々も、われわれもそうなんですけども、町の職員さんなんですよね。その職員さんとしては人数がどーっと増えるとマナーの悪い人もでると。それを当然のように、これは税金で建てた物やないかと、当然使って当たり前やないかと、そういう態度も見え隠れしてしていると。それからたくさん来ますと当然老人ですからトイレを使ったり、色々ごみ散らかしたりします。すると今まで100人だったのが200人来るとその労力っていうのは非常に大きいと、そういう意味で私このしわ寄せがここで働いている方たちに、そこへしわ寄せがいっぱいきているんじゃないかなと思います。それはどうしたらいいかっていうと、やっぱりわれわれとか行政側がきちっと考えて対処しなければならない。そして出た結果が今のこの改正だろうと思いますけども、なんかもう一つ私本会議でも無理やり発言させてもらったけども、福祉の停滞とか後退に繋がるようであれば、私らは厚生常任委員ですから、これそうかって言って簡単に通していいものかどうかかなと思ってこういう発言させていただきます。以上です。

委員長

他に質疑などはございませんでしょうか。

小林委員。

小林委員　今回このように議案があがってきましたので、昨日、今週、先週と現場の方見させていただいたら、確かに将棋されている方がおられますし、そして他の施設が休館日ですので、確かに小広間を必ず使っているという状況でしたので、ほんでまあ昨日ちょっと用事がありましたので3時前には出たんですけれども。時間遅くなるにつれてお客さんの方も来られますし、段々混んできましたので、こういう現状なので、役場としてもこういう風に議案を提出、あげてこられたのかなという風に理解はしたんですけれども。そして今の答弁で管理者である役場の方が努力はしたという風にお聞きしましたので。今回は、今ある課題をクリアするためには、ある程度この内容で仕方がないのかなという風には思いますけれども。やはり吉野委員さんがおっしゃられるように、これによって福祉の後退というものが起こるようでしたら、また厚生常任委員として、また新たな課題について研究したいと思います。ちょっと意見として言わせていただきます。

委員長　他に。　吉野委員。

吉野委員　こないだジャスコがなくなりました。あそこ家の近くですからよく行きますと、ご老人の方々がよく来てあそこで夏ですと冷房があると、冬は温いしなあって行ってたくさん来られます。それから図書館へ行きますと、図書館のコーナーのところにだいたい同じような顔ぶれの方があそこで新聞見たりして1日というほど暮らしております。それから公民館でも同じようなことが見られます。無料なところに、あるいは安いところに寄っていくというのは一つの時代の流れでもあるんですが、それが一律そういうところにも、生き生きプラザのようにお金の観念を持っていくっていうのは、やっぱり福祉としてはもう少し余裕を見て考えた結果であればいいと思うんですけれども。ちょっと後退ではないかなと思います。いきいきの里、私もこういう話出てからで

も時間をランダムに決めて、昨日はまあ行きましたけども。行きますと、囲碁将棋やる方は机の上でやっちゃならないと言われてるのかどうか知りません。地べたに碁盤とか置きまして、ある意味背中を丸めて小さくなってやっているという状況です。それもまた入浴された方の邪魔になってる状況は、私が行く限りここ2週間ぐらいの間には見えなかったんじゃないかなと思います。玄関のところに張り紙がありまして、刺青はだめですよとか、それから囲碁将棋はだめですよとかそういうことは書いてませんが、混雑した時にはご遠慮願いますという、あれだけでも私十分な効力があると思います。何人かの囲碁将棋を趣味とする同年輩の人に聞きましたら、私らはあそこに行ったことはないけども、そういう知的な遊技っていうんですか、ご老人ですから話してもわからんっていう老人もいるけども、だいたい囲碁将棋やる人はわかってくれるんじゃないかと。だからあまり荒立てないで、それを整理するためにお金を取るというのは、やっぱりちょっとおかしいのとちゃうのかなという話も聞きました。それから、先ほど言ったように従事する人達のところには、一番公営の自治体のやっているところの、無料とかそういうところにしわ寄せがきているわけです。よく私ら観光ボランティアで関東から来た人たちとかお話をしますと、言う人がいるんですよ。公共の施設とか公共の場所は関西に来たら汚いと、こういう話がよく聞くんです。関東からとか北海道から来た人が、大阪駅降りたらなんと汚いんだろうと思ったと。道路歩いたら、もう道路だって汚いと、こういう風な話を聞きますよ。ですからある意味関西ということをやっちゃあ悪いんですけども、マナーですね、公共のマナーをもう一回斑鳩町は町としても問い直したらどうでしょうかね。確かにマナーの悪い人はいっぱいいます。例えば風呂に入ってこれ見よがしにシャワーを全部2本とも占領したりとか、中には、シャンプーとか、洗濯する人もいるそうですね、それからシャンプーとかボディローション、あれを公営のものを自分は別の空き瓶持ってきてそれを移し変えて持っていくとかですね、トイレットペーパーを3個置いたら必ず1個なくなるとかですね、そういう公共のもの

を、公共物を使うマナーがなってないと私は思います。それに一番最初に、そういうところに対処する従事する方のストレスっていうのは結構私はあると思います。そういうことを考えますと、喫茶室の扉を新しくつくってなんていうところまでいくっていうのはなんか短絡、ショートしてるなと思いますね。だから北側の館内から外へ出るドアがあります。あそこ北側、風の吹き降りでいつもあそこへ雨がこう入ってくると。そういう屋根のないところを通してボイラー室へ日に何回も行って、ボイラー室の前まで行くと、するとボイラー室の扉を開けようとしても、そこをやっぱり上に屋根がないものですから、煙でボイラー室の中に水が入り込んでいっていると。こういうところをまず、扉を直すぐらいなら、こういうところをまず直してくれと、そういう話、まあ皆さんも聞いているかもしれませんが、私まったくその通りだろうと思いますよ。まず今自転車置場になっているあんな頑丈なものじゃなくてもいいですから、まずそこに従事する方が、雨の中濡れない程度の簡単な屋根をつくっていただきたいなど。まあちょっと今の話からまた脱線してしまいますけども、そう思います。扉つくと、喫茶店に扉つくることになりますと、また多額の税金使うわけですから、その何分の一かで簡単な屋根っていうか覆いができるわけですから、そういう風なところにまず先に目をつけて行って、利用者に対してはやっぱり教育していく、玄関の前のあの張り紙だけでもかなり強烈なものだろうと私は思いますので、なるべくこのままでもうちょっと日にちをおいて、どうしてもこれでだめっていうのであれば、今のような処置も、この案も考えようによっては大変よくできる案ですから、その後これをしようという形で、住民さんにもう一回周知させてもらった上でやった方がいいと私は思います。以上です。

委員長 意見だけでよろしいですか。それは意見として。
吉野委員。

吉野委員 もう一つ、それから小広間ですね、ここは障子を入れますと二つに

分かれます。それを例えば人数、申込者が2名であってもあそこ大きく一つとして貸すのか。それともあれを二つに分けて、例えばこちらが500円、こちらが500円という風にするのか、その辺はどうですか。

福祉課長 今、現状では仕切っている襖をはずして一部屋にしております。当初2部屋使っておったわけですが、どうしても6畳、6畳の部屋ということで、どうしても狭いということの頻度が多くございまして、いちいち外してやっておったわけですが、どうしてもそういう状況になりましたので、今は6畳、6畳を2間続け12畳で使用していただくような形態にさせていただいております。ただ細かく区切ってほしいという要望があれば、すぐ襖の方は取り付けできる状況にはなっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員長 他に質疑など。木田委員。

木田委員 そこに併設されておるちゅうんですか、ゲートボール場とふれあい広場ですね、年間の使用回数っていうんですか、それを教えていただきたい。というのはですね、ここへ新築して間もなく会議室を併設するという話がでて、それは議会の反対によってですね、お流れになっということがありますねんけども。やっぱりそういう風な何がこうして今影響してきたんかなと。別に会議室であってもそれは娯楽室として転用してもよかったんではないんかなという風にも思われるのでね。その二つのゲートボール場とふれあい広場の使用回数によってはですね、そこに10畳ぐらいのプレハブでも建ててでっせ、そして娯楽室としてそれを使っただけような考え方にはならんのかなという風にも、私はそういう風に思いますねんけどね。だからそういうふれあい交流センターの中でトラブルあるという自体が、だいたいおかしいと、私はそういう風に思いますわ。だからそういう風な考え方もね、出来るのと違うんかなと思いますねんけど、まあそれが十分に利用さ

れておっただけですよ、それは無理な話かも知れませんが、一応そういう風な場所をですね、どのぐらいの頻度で使っているのかなという風に今思ったからね。

委員長 使用状況、ゲートボール場、ふれあい広場はちょっと難しいのかなと思うんですが、不特定多数の出入りということもあると思いますが、ゲートボール場につきましては、きちっと使用届出書を提出しなければならないとなっておりますので、人数の把握はできるはずで、どの程度の利用になっているかお答えいただきたいと思います。

福祉課長 ゲートボール場の利用状況でございます。まず16年度からちょっとデータ持っておりますので、紹介させていただきます。16年度は年間で20件、133人の方がご利用ございました。17年度につきましては11件、125人です。平成18年度では18件、187人。平成19年では5件、63人。平成20年度、今年でございますが、2月末までの数字で3件、16人の方がご利用いただいております。ふれあい広場につきましては、先ほど委員長からもありましたように自由に使っていただけますので、利用の人数については少し把握はしておりません。よろしく申し上げます。

木田委員 年々使用される、まあゲートボール場についてはですね、使用される方が段々と減ってきているような状況も踏まえてですよ、これは火葬場の補償工事ということで、地元の人に使っていただくっていう、そういう前提のもとで施設として建てられたという経緯がありますねんけどね。だけどそれがゲートボール場として、どんどんと減っていくようであればですね、やっぱりその辺のところもまた考えてですよ、やっていってもらう方がええのではないのかなと、ほんでゲートボールなんかやったら、天満池のグラウンドでもあのほん傍にあるねんからね、やっぱりそこでもできるような形に、球技の中では野球やソフトボールだけやなしに、そうしたゲートボールでも使えるような形に

ですね、ならんのかなと、あそこから2, 3百メートル離れているだけやからね、だからその辺のところもちょっと考えて、私は受益者負担でお金取ってもらうのは結構なことやと、私はそういう風に今までから、この前の体育館の前の駐車場でも金を取れと、やっぱりそういう風に言ってるぐらいやからね。やっぱり町民であったらある程度そないして受益者負担はもういたし方ないという風な考え方でおりますので、またそういう風なことも考えてですね、どんどんと利用者が減っていくようであればそういうことも考えてもらいたいなど、今すぐということではございませんので、先々そういうことがあったらそういうことも考えていただきたいという風にお願いしておきます。

委員長 他に委員皆さんの方で何かございませんでしょうか。

(な し)

委員長 そしたらすいません。私ちょっと、確認させていただきたいんですが、今ゲートボール場の話もでましたが、ゲートボール場も使用しようとする和使用届出書を提出すると、その間その場所を占有するという形になるわけなんですけれども、小広間の時の説明ではその場所を占有されるんですから、当然指定席のようにお金をいただくんだという説明だったと思うんですが。ゲートボール場も占有、そこを占有しはるんですけれども、今回ゲートボール場を外されているということについてはどういう考え方なのかということが1点、それとですね、囲碁将棋がものすごいたくさんいくつもグループあってやはるってということなんです、私イメージ的によく分からなかったのが、囲碁や将棋の盤とか駒とかを、あそこにそんなたくさん置いてるわけでもないと思うんですけれども。そこらあたりの盤とか石とかね、駒とかそういうものはどういう風になっているのか、ちょっとその辺がよく分からないのでお尋ねしておきたいなと思います。

福祉課長

今、ご質問いただきましたゲートボール場につきましては、今一応考えておりますのは、入館料ということで館内に入った方の使用で、先ほど言いましたように、小広間につきましても館内にあるということで使用料を設定させていただいております。あと、館外にありますゲートボール場、またふれあい広場等ございますが、それについては使用料を取らないということで考えております。それと2点目の囲碁と将棋の盤の数でございます。いきいきの里に設置しております盤につきましては、将棋の盤で2面、囲碁の盤で3面ございます。あとその他利用者の方が携帯といいますか、今折りたたみの盤がございますので、また駒についてもかなり軽いものもございますので、それぞれ持って来られて、その場でされるということも多いということでございます。

委員長

むしろそういう持ち込みまでされて、そういうことをされることについてちょっと問題なんかなど。そこにあるものを使っていただいて楽しんでいただけたらいいんですけど。そら持ち込んでまでされると、ほんまにたくさんの方持ってきはってね、みんなで一斉にしはったらそこで囲碁大会や将棋大会までできるようなことになってしまうのかなという風に感じたりもしますが、その辺も難しいところなのかなあという風には思いますが。その館内と館外での料金の設定が違うんだと、考え方が違うんだというところについては、私自身もあまり今の説明ではちょっと納得しにくいところもありましたけれども、他にこれらについて何かさらに質疑やご意見でも結構です。ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長

他にないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
それでは、議案第3号、斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。本案に

ついて、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議あり」という声あり)

委員長 意義ありという声がございます。これより取りまとめのため暫時休憩いたします。

(午前 9時58分 休憩)

(午前 9時58分 再開)

委員長 再開いたします。10時20分まで休憩といたします。

(午前 9時58分 休憩)

(午前10時20分 再開)

委員長 それでは再開いたします。

議案第3号、斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例については、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。

まずはじめに、本案を可決することに反対の方の意見を求めます。
西谷委員。

西谷委員 議案第3号、斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申し上げます。

一般質問の中でも若干触れたんですが、今回の町が出す案につきましては、結局は料金を取って利用者を減らすような施策になるのではないかなという風に思います。私は全般的に箱物行政をこれ以上進めることには反対の立場ですが、できた以上は住民のお金でつくったわけですから、できるだけ利用していただけるような方策とるのが、こ

これは設置した町の方としては責任やと思うんです。その中では今回の囲碁や将棋をしている人がいるから大広間が混雑する、あるいは邪魔になるというようなことの中では、私はもう少し料金を取ってというよりは、もっと他の方法がやっぱりありますし、それが本来設置した建物建てた町が住民あるいは利用者を増やしていただける努力をする方向やと思うんです。だから今回の分については、あまりにも結論が安易でございますし、ましてそのために別の入口までつけるということになりますと、これはやっぱり本末転倒しているように思います。よってこの案については反対の立場から意見を申し上げます。

委員長

続きまして、本案を可決することに賛成の方の意見を求めます。
辻委員。

辻委員

それでは私の方から、議案第3号、斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例について賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

ふれあい交流センターいきいきの里につきましては、平成12年の開館以来、数多くの方に利用されている施設であります。特に高齢者の方の利用が多く、毎日のように入浴を楽しみにされ利用される方が多いと聞いております。実際現場見ましたら、高齢者の方が多く利用されているところであります。また入浴後はゆっくり寛がれたり、コミュニティバスの利用時間をお待ちされたりするのに大広間を利用されるようですが、将棋や囲碁、これにつきましても、かなり多くの方もされてますし、される方は楽しんでされておりますけども、なかなかこの囲碁将棋されておりますと、その傍になかなか近づけないというのが現状で、特にお年よりはお風呂あがられますと、1テーブルに何人かおられますけども、囲碁将棋の方はやっぱり広い間隔でされるということと、またそれと、あんまり囲碁将棋されるところでやかましく言うと、また色々トラブルがあるというように聞いております。それとまたハイキングの休憩者が利用されると、これもハイキングの方

が利用されますと荷物もかなりありますし、それとまたそこで食事もされるということで、これはもうやっぱりいろんなトラブルの原因かなということも聞いております。それらのこの施設をゆっくりと利用できない状況や、入浴料を支払っておられる利用者との不公平が感じられてます。今回の小広間の使用料の徴収につきましては、利用者間の公平いう立場もありますけども、これからやっぱり受益者負担というのは十分これから考えて、せつかくの施設ですので、やっぱり先ほど言いましたように多くの方に利用していただくというのが基本でございますけれども、やはり利用するにはこれから受益者負担というのにも必要では、を念頭においてこれからの施設の管理もするべきではないかなと思います。入館者の把握も適正に、利用、入館料を取ることに よりまして、また入館者の把握も適正に行えることから、入館者同士のトラブルも解消できるのではないかと思います。さらにすべての利用者が入浴できることから、入浴しようという人も増えてくるということで、入浴を通して健康増進を図れる、来館者同士のふれあいが推進されると考えております。入浴料につきましては、前の委員会、色々 200円、我々は300円ていうのがありますけども、やっぱり200円、300円、それとまた以前から問題になってました町外の方につきましても、かなり金額を見直していただいております。これも色々 とトラブルがあった中で、それも行政の方で色々講じていただいております。このことからこの条例につきましては賛成としますが、なお、今後も住民の皆さんが利用しやすく、また楽しく利用される施設となるよう努力されることをお願いし、私の賛成答弁とさせていただきます。

委員長

これをもって討論を終結いたします。本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員は挙手お願いいたします。

(挙手多数)

委員長 挙手多数であります。よって、議案第3号については、当委員会として賛成多数で可決すべきものと決しました。

続きまして、(4)議案第4号、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

西川福祉課長。

福祉課長 議案第4号、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長 議案書の最後のページの要旨の朗読によりまして説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(要旨朗読)

福祉課長 前回の委員会でご説明させていただいておりますことから、条例本文、新旧対照表の説明につきましては省略させていただきます。

なお、本条例の施行期日につきましては、平成21年4月1日から施行するものでございます。

また、先ほどありましたように経過措置としまして、改正後の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料について適用しまして、平成20年度以前の年度分の保険料については、従前の例によることとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第4号、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきますので、よろしくご審議賜りまして、原案通りご承認賜りますようお願いいたし

ます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

私の方から少しお尋ねしたいことがあるんですが。前から申し上げてますように、保健料の段階をより細かくし、負担能力により応じた形の設定にしたということについては高く評価をさせていただいております。県下の状況を見ましても、奈良市の10段階が斑鳩町について多い状態で、たいていのところは8段階ぐらいで納まっているような状況がございます。これについては高く評価をしたいという風には思いますものの、保険料設定に大きく係わる問題なんですが、地域包括支援センターの委託料につきまして、私は保険料設定をする時にこの委託料についてはどうなりますかと、地域包括支援センターの運営状況はどんなものですかと、増えてきてますか、そして人の配置についてはどうですかとお尋ねをしたところ業務は増えてきていると、けれども人員の配置については現行どおりに行うつもりで、保健料の方を計算していきたいというような考え方をいって、私は以前にお聞きしておったんですけども、蓋を開けてみれば、私はそのままずっとそう思っておったんですが、蓋をあけてみれば地域包括支援センターが委託料が350万程増えていると、これはね、やはり保険料にも関係する問題ですので、あえて私はきちっと尋ねておきたいという風に思ってるんですが。この地域包括支援センターの人員を確保するためにこの委託料が増えているのかどうか、そして地域包括支援センターでは業務について報酬があると思うんですが、その報酬がこの地域包括支援センターを設置した時からどういう風になってるか、業務は増えてきているという状況ですが、収入の方も増えてきているのかなという風に思ったりもするんですが、それらの状況についてちょっと確認をさせていただけたらという風に思います。

西本住民生活部長。

住民生活

まず、人員の考え方でございます。地域包括センター、平成20年

部長

度におきましては職員が、正規職員が3名、それから臨時職員が半日勤務で1名、仕事量にしますと0.5という風には言っておりますけれども、そういう実質仕事面にしますと3.5人の体制でこの平成20年度までやってまいりました。当初は3人で地域包括支援センターを職員がやってたんですけども、委員長おっしゃるように仕事が増えてきたという中で、0.5人分臨時職員を雇った経緯がございます。今回も人件費の中で350万程あげているというのは、昨日の予算常任委員会でも申しましたように、あと0.5人分を増やしたということでございます。1つの仕事量が増えておるといふことと、もともとこの0.5人分につきましては、社会福祉協議会によります管理職的地位の者が、そこの地域包括支援センターの決裁と、また地域包括支援センターの職員が出払っている時に窓口での相談もやってまいりました。その分の人件費については、本来の地域包括支援センターの中に含まれてなかったということで、仕事量が増えてきました関係上、この21年度の予算からは本来地域包括支援センターに携わっております社会福祉協議会の職員の部分も今回から計上させていただいたということでございます。その人件費につきましては、国の方から約6割分が増えて入ってくるというようなこともございまして、実質には介護保険料の値上げには繋がっていないということでございますので、6割強ですけれども、残りの3割なんぼかは持ち出しになっているということは否めないんですけども。そういった国、県からの補助金をいただいてその分を充当していると。国、県からいただいている補助金の上限が2千万円と人件費はなっておりますので、その上限の2千万まで引き上げて予算計上させていただいたということでございます。

委員長

と、言いますのはね、最初3名でスタートした時が委託料1,500万です。で、半日来ていただくということで臨時職員を採用した時に150万程増えて1,650万程やったと思うんですよね。また0.5人分っていうけれど、最初のスタートの時は1人平均500万の半

分いうたら250万でしょ。それが言うたら350万増えてるという
ようなところでね。やはりいくら2千万まであるから言うて、そこも
さっきの話やないけどもなんか短絡的にね、あてごうてるのかなとい
う風に、これ保険料にも跳ね返ってくる問題やからね、もうちょっと
きちっとね、してもらいたいなど。社協の職員さんがそこへ関わるか
らということなんです、私はもうちょっと別の説明をしてほしかった
なと思うんです。なんでか言ったら、私一般質問で認知症の問題、
この認定審査見直しされる中で、認知症の方より心配があると言うて
ました。それに合わせてですね、地域包括支援センターには認知症連
携担当者の配置っていうのが今、国で示されて余分に予算が組みれて
るわけなんです。ここについてやっぱりもうちょっと町がきちっと
考えて、これらの配置もまた、配置できないけども、ここを補充する
んだという意味でね、人員を増やすと、増やして予算を上げるという
ことやったら私何も問題ないと、そういう風にしてあげてほしいとい
う風に思いますけど。そこらまったくない、なんや職員のあっちや
りこっちやりみたいなんね、そこらで予算増えまんねんと、こんな話
ではどうも納得しにくいし弱いなど。もうちょっときちっと捉えて、
その認定基準の見直しいうのはものすごい大きい問題です、認知症
の方がどうなるかわからない、そのことも含めて国は全国に150カ
所分のね、認知症連携担当者を配置するという考え方も示してるん
です。そんな中であって斑鳩町がそこに入らなくても、斑鳩町もそこ
を、担当者配置できなくてもその代わりをするぐらいの補充をするぐ
らいの気でね、その委託料増やしてくれはんのやったら結構ですけ
どね。その辺の考え方ちょっときちっと聞いときたいなと思います。

住民生活
部長

申し訳ございません。認知症連携担当者配置については認識があり
ませんでした。またもし今後、認知症連携担当者についての補助金等
がありましたら、それも合わせて請求をしていかなければならないと
いう風に考えております。また社会福祉協議会に対しましてその検討
をさせていただくということでご理解をいただきましたと思います。

委員長 そしたらそのようにぜひお願いをしておきたいと思います。
他に何かこれについて質疑、ご意見などございますでしょうか。
中川議長。

議長 今回の委員長の質問に関連しますねんけどね。人の懐の計算するみたいでいやですねんけど。社協の管理職の人、半日支援センターの仕事してもらさかい人件費上がりましてんな。じゃあその社協の方の人件費はその人の分はやっぱり減りまんのか。

住民生活 当然そういうことでございます。そういう按分になっております。
部長
委員長 辻委員。

辻委員 今、包括支援センターの話出てますけども、私もこれ担当させていた
ただいておりましたけども。給料面だけ半分出すんやなしに、今委員長も
言われますように、実際包括支援センターかなり業務量が増えてきて
ます。1人当りの時間もかなり時間がかかっているという、人数やなしに
1人がかなり時間かかって、丁寧に話をしていくのが基本であらうと。今、
現に包括支援センターかなり色々頑張っていておられますけども。給料
だけやなしに、実際年間半分の給料取られるのかどうかわかりませんが、
管理職も十分包括支援センターの管理やっということを認識しながら、
実際に事務だけしまんねんやなしに、実際相手さんも手がけるいうやっ
ぱり気持ちを持って、1つは包括支援センターの担当やということの認
識もしながら、仕事、今後やっぱり運営していただきたいという風に、
これは要望させていただきます。よろしくお願ひします。

委員長 ただいま、やっぱり地域包括支援センターというのは、地域に密着した
介護予防など含めて、本当に多くの軽度というのか、介護を、要介

護の介護度が高い方ではない、まだ本当に軽い方、軽度の方たちに、より多く接して色々な改善を図っていただいたり対応していただいたり、そしてまた認知症の方なんかも担当していただいている中では、大変ご努力をしていただいているような状況があると思います。これから高齢者も増えてきますので、それらについてみんなたぶん委員皆さん、議長含めておっしゃっていただいたのは、それらの業務をしっかり斑鳩町としても委託を行う以上は、これ本来はね、市町村が本来はね、市町村の責務なんですよね。ですからたまたま斑鳩町では社協に委託をしていますが、これ直営で奈良県下の直営でやっているところがたくさんございます。斑鳩町が社協に委託をしていますけれども、市町村、これ責任持たんとあかん事業ですのでね。その辺やっぱり事業料に見合った人員の配置をしながら、保険料の高騰も抑えながら、やっぱりそういう形できちっとこれらについて考えていっていただきたいということは申し上げておきたいと思います。

他にはよろしいでしょうか。

(な し)

委員長

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

それでは議案第4号、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第4号につきましては、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

それでは続きまして、2. 継続審査について、(1) 総合保健福祉会館の運営に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 寺田健康対策課長。

健康対策
課長

それでは、総合保健福祉会館の運営に関することにつきまして、前回の委員会後の報告をさせていただきます。

初めに、2月の生き生きプラザ斑鳩の利用状況を報告させていただきます。

2月の生き生きプラザ斑鳩の来館者数は、3,315人となっております。個々の利用状況を申しますと、会議室1から4で610人、大会議室で375人、視聴覚室は19人、歩行浴では120人、介助浴室1人、子育てルームは732人、保健センターでは450人、そして足湯では1,006人となっております。

会議室の部屋別の2月の利用率を見てみますと、会議室が1から4が53%、大会議室が52%、視聴覚室が9%となっております。

続きまして、施設の整備関係につきましてご報告させていただきます。前回の委員会でご報告をさせていただきましたけれども、館内の案内サインの整備でございますけれども、先週金曜日に設置を終了いたしております。正面入口やまた南の入口から入った場合、保健センターや社会福祉協議会、また子育てルーム、またトイレ等がどこにあるのか、わかりづらいという声ございましたので、エントランスホール等にワイヤーでぶら下げ式の案内サイン、また会議室でありますとか相談室等につきましては各部屋の前に、突き出し式の室名の案内板を設置いたしました。

それと、前回の委員会でご指摘のありました、正面玄関前の樹木ですけれども、1本つきましても先々週に植栽を終えております。

以上で、簡単ではございますけれども、総合保健福祉会館に運営に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

なにかございますか。

吉野委員。

吉野委員 先ほど議案第3号で問題になった、ふれあい交流センターいきいきの里、それから総合保健福祉会館生き生きプラザですか、これいきいきというまったく同じ名前つけたもので、お互い大変苦情の電話があると、いきいきの里の方には無料の足湯があるなっという話がよく電話でかかってくるということを聞きまして、逆に生き生きプラザの方にもそういう風な間違っただけでしていることはありませんか。そういう電話とか。こういう同じような名前つけること自体に私、最初からなんかおかしいなどは思っていたんですけど、実際どうですかね。

健康対策課長 生き生きプラザ斑鳩の方には、そうしたふれあい交流センターいきいきの里との間違いの電話というのはございません。

委員長 他に、小林委員。

小林委員 4月から月1回土曜日つどいの広場等なんらかのイベントをしていただけということなんですけども、4月からつどいの広場してただけということなんですけども、それはどういう風に周知されるのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

福祉課長 まず4月広報に載りまして、広報させていただきます。それと今現在つどいの広場をご利用される方の周知としまして、現場の方にチラシ等を置き、また張り紙等をしてまたサポーターの方からも、4月からは、土曜日月1回ありますということでも周知していこうと考えております。

委員長 他に何かございますか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

初めに、(1)平成20年度妊婦一般健康診査の公費助成について、理事者の報告を求めます。寺田健康対策課長。

健康対策
課長

それでは、平成20年度妊婦一般健康診査の公費助成についてご報告をさせていただきます。

国におきましては、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、去る1月27日に2次補正予算が成立いたしております。新たに妊婦健康診査臨時特例交付金が計上され、妊婦が健診の費用を心配せずに、妊婦健診が受けられるよう、妊婦健診の公費負担が拡充されることになりました。

町におきましても、妊婦健診の公費助成につきましては、妊婦が安心して出産に臨めるよう、妊婦一般健康診査の公費負担を、国が示しております14回の健診回数に1回増やした15回の助成を行います。公費助成の方法は、国の2次補正予算が成立した本年の1月27日から今月の31日までの間に、受診票を使わないで受診をされた妊婦健診についての費用の一部を償還払いをし、平成21年度からは、15回分の受診券をその妊婦さんの妊娠周数に応じて交付することといたします。なお、未使用の受診票がある場合は、追加交付の際に交換をいたします。

この周知の方法につきましては、4月号の広報で掲載をいたしますとともに、保健センター窓口においても案内をいたします。また償還払いの対象者につきましては、助成漏れがないよう、妊婦届出台帳がございますので、それによりまして出産の有無をセンターで確認することができますので、個人通知も合わせて行ってまいりたいと思っております。個人通知の発送につきましては、3月25日頃の発送を予定しております。この妊婦さんの対象者は180人になると考えております。以上です。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

いかがでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
他に理事者の方から報告しておくことはございませんか。
小城町長。

町 長 こないだの予算委員会とか色んな委員会で出てますように、事業系のごみの関係等について、木田委員からもパッカー車が入ってくるということで、そういう業としている関係のところ、斑鳩町としてはそういうことは許可しないということで通知をさせていただいてます。何軒かはやっぱりお怒りですね、役場へ来ておる方もございます。しかし、この際ですから、何らかの形をしていかなかったら、いつまでもですね、パッカー車が増えてくる可能性がございます。町としては、事業系のごみは直接持ち込んだらということですけども、業としての関係等については直接ですね、業者の関係から持ち込んでいただきたいということ、パッカー車等では町としては許可はしないということ言ってるわけですけども。この関係等についても、いずれやっぱり私のほうの条例を変えていかなかったら、事業系のごみ、やっぱり料金を払って業者に頼んではりますから、その方々の直接町が取りに行くのか、そういうこともやっぱり1つこれから決めていかなかったら、直営でやっぱりやっていかんと、そういう関係ですね、我々はそれを任されてやってんねやないかと、しかし、業としている者については町としてはとりませんよということやってますけどもね。これはもう色々と奈良県下の市町村でも苦労されているんですけども、そういうことの現状ですから、そういうことも通知をしてですね、業者に対応しておりますので、また色々と問い合わせ等あるかと思っておりますけども、我々としてはやっぱり一応、業としている方については、パッカー車の直接搬入は許可はしないということで申し上げ

ております。

委員長 ただいま町長から報告のありました件について何かございますか。
よろしいですか。

中川議長。

議 長 もともと町長おっしゃられたように、一般廃棄物の処理業者には焼却場に対して持ち入れを許可していない。せやけど、現実、実際は町内の業者から委託されて、その町内の業者のごみを搬入している。今、また新たに決意っていうんか述べられましたんは、もう入れないっていうことを決めたっていうことでのんのか。

町 長 今、中川議長がおっしゃっているように、町としてはそれはもう絶対パッカー車はだめだということの通知を送ってますから、その業者は必ずそんなんなんでやと、こうなるから、以前はジャスコのごみです、直接持ってこいということやってたものが、そんなん民間のところがやってるやないかと。うちかてステッカー貼ったらそんでええやないかと、いうところからそういう風になってきたもんですから、町としてはやっぱりそういうことについて業者に対する通知をさせていただかんと、そら事業系のごみは持ち込んだら、必ずうちで処理はできますけれども、パッカー車とかそういうものについては、業とされてるものですから、それはもう、79店舗こないだお答えしたようにですね、そういう業者から出てるわけですから。それをやっぱりその、ただ一番問題は斑鳩町のごみだったら絶対にうちとしても、有料のごみ袋を渡してますから、統一をするのか、そういうこともやっぱりこれから決めていかないといけませんし、ただ、どこのごみかっていうのはこれはわかりませんから。仮にまあ言ったら、サガミが斑鳩町にはありますけども、他にもサガミがありますから。そういうことも踏まえた中で、これはもうどこともやっぱり苦労しているんです。大和高田もしかり、全部締め出されるから行くところないわけですね。

だからやっぱりその事業系のごみっていうのは、かなりやっぱり業としてるもんやから、どこかで処理をせないかんけども、この処理するところがなかなかないっていうところに問題があると思います。だからそういう点について、町としては一応業者に対して、そういう通知をさせていただいたということでございます。

議 長 そやから今までから受け入れない状況の中で、業者にそういう通知を出したっていうことは、もう焼却場へは入らさないっていうぐらいの徹底をされるっていうことでのんのか。

町 長 第1段階としてはそういう形で、やっぱり木田委員からも地元でおられますから、一番よくご存知やと思います。やっぱりそれを止めていかなかったら、これ3台いうてるけども何台でも増えてきますよ、こんなん、現実に。もうそんなん野放しですから、そういうことをやっぱり規制をかけて、町からはそういうことに業者に対してそういうことも申し入れやんと、やっぱりそういうことをしとかんとですね、そんなん何も町言うてくれへんやないかと、ほんだらそんでええやないかということになってしまいますから、そういうことの規制をかけていくということです。

委員長 他によろしいですか。

(な し)

委員長 その他に報告しておくことは。
植村国保医療課長。

国保医療 国保医療課からでございます。

課長 先月の本委員会で報告しましたように、議案第2号の国民健康保険税条例の改正内容以外の改正、すなわち、国民健康保険税の介護分の

限度額を9万円から10万円に変更すること、及び2割軽減の適用除外の規程を削除することについての、先月からのその後の状況についてでございます。

これらの改正は、地方税法及び地方税法施行令の改正が前提となるものでありますが、現段階で地方税法は参議院で審議中となっているところでございます。これまでの例を考えますと、なかなか本町議会の開会中に地方税法の改正が行われるということについては、その可能性は見込めないというのが高いものと考えているところでございます。

なおこの2点につきましては、いずれも平成21年4月1日から施行することとなっておりますことから、地方税法等の改正が遅くなった場合は、専決処分に対応してまいりたいという風に考えておるところでございます。ご承知のように、専決処分を行いました場合には、その後の議会で承認をお願いすることになりますことから、その際にはよろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

委員長

ただ今、国保税に関する報告もいただきましたけれども、これにつきまして何か質疑、ご意見がございましたらお受けいたしますが、

いかがでしょうか。ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長

もう他に理事者側から報告しておくことはございませんか。

よろしいでしょうか。

(な し)

委員長

それでは以上で、各課報告事項については終わらせていただきます。

続きまして、その他について委員から何かご質疑、ご意見などがございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

西谷委員。

西谷委員

今度の施政方針の中で、この厚生委員会に関連することをちょっとお聞きしたいと思いますが。施策の中でリフト付きバスの運行料が3倍ぐらいに予算書見てると上がってると思うんですが、その辺の理由はどうなんかということと、それとバイオディーゼル燃料の取り組みについては、これは評価してるんですが、そのてんぷらの廃油の回収方法と、精製を町内でだけへんのかなと、例えば県内では障害者施設で精製してる自治体もあります。そういう例の中で、できるだけ身近なところでそういうことができれば町民の認識、あるいは障害者のそういう施設ですることによって、一定の収入の確保もできるのかなっていうのを思うのと、それと竜田川の流域生活排水対策会議の予算が、去年に比べて5倍以上に跳ね上がっているんですが、その理由は何かということと、それと、これはここになんのかわからへんけど、要は道路河川のクリーンキャンペーンの中で河川や通学路の草刈りを、私はこういう時期と一緒に実施したらええんちゃうんかなと思うんですが、その辺の考え方、それと予算が211万ということで、計上されているんですが、その内訳はどうなっているのかということと、それと、施政方針の中でモデル地区の生ごみの堆肥化の具体的方法ですね、私は基本的にモデル地区して生ごみの堆肥化するっていうのは賛成なんですけど、具体的にどんな方法でやって最後まで完結されるのか、その辺のところ、ちょっと具体的にお答え願いたいのと、それと堆肥の部分で実際にガソリン使ってCO2排出して三重まで運ぶっていうことの中で、実際に私らも視察行かせてもらいましたけども、視察行った中で、堆肥化されてる担当の人が、町内でもできるのやないかみたいな、割とそういう発言もあった中で、実際どうなんかな、この辺のところもう少し町として、片方ではISO14001の中では地球環境に優しい、あるいは地球に負担かけないっていう、そういうことで崇高な目標の元にやってるわけですから、おのおのの行政のどこ切っても、同じ切り口がでてくるような行政っていうのは私は必要かなと

思うんで、その辺のところ、この4点についてちょっとお答え願いたいと思います。

委員長 順番に。乾環境対策課長。

環境対策課長 まずバイオディーゼル燃料の関係でございますけれども、これにつきましては、今廃油の回収につきましては、竜田川流域の対策会議の方で回収いたしまして、これを粉石鹼、啓発物品として、粉石鹼に変えてですね、啓発物品として配布させていただいているということなんですけれども、より環境意識を高めていただく、あるいは地球環境に優しいということでBDFにしていこうではないかということで、この協議会の中でも研究してまいりましたので、町内で単独で、町が単独でやるということになりますと、やはり場所的なこと、あるいは費用的なこともございますので、今、竜田川流域で回収しているものを竜田川流域の対策会議の中で、やはり取り組んでいこうということになりましたので、来年度からこの対策会議の方で取り組んでいく中で、生駒市さんの方では、市民団体から精製機械を寄附を受けられるということになりましたので、その機械を活用してやっていきたいと考えておりますので、その分約1千万近くの、機械が1千万程かかるらしいんですけれども、その費用がいらなくなるということでございますので、ですけれども、その施設をつくっていかなあかん、あるいは周辺機器ですね、いう整備もいりますので、そういった関係で竜田川流域の負担金が21年度は280万程の負担金、従来でしたら50万なんですけれども、280万程の21年度から負担が増えると。これは当初21年度は周辺の整備がいりますので、21年度は高いんですけれども、22年度以降については、その維持管理費等で低くなるということでございますので、一応町内でBDF単独ではなしに、この協議会として生駒市、平群町、斑鳩町の1市2町でBDFに取り組んでいきたいという風に考えているところでございます。

それからクリーンキャンペーンですけれども、これにつきましては

211万ですか、ということなのですが。これにつきましては従来町内7コースでいつも6月ぐらいにですね、斑鳩の里クリーンキャンペーンというのでやっておったんですけども、来年度からはそれを大規模に集約したような形でやらせていただいて、より環境意識を高めていこうということで、人数も従来1,200人程だったんですけど、3千人規模というような形で目標も設定してですね、そういう環境の啓発も含めながらやっていきたいという風に考えておりますので、それに対しての費用ということで計上させていただいているということでございます。

それから生ごみの堆肥化でございますけれども、これにつきましてはごみのリサイクルの一環ということで、今可燃ごみという形で排出されているというところがほとんどやと思います。一部のご家庭では生ごみ処理機とかコンポストなんかで堆肥化をやっていただいておりますけれども、多くは可燃ごみとして出されているという現状でございます。その可燃ごみの中の割合としては、生ごみがだいたい2割か3割ぐらいあるのではないかという風に思いますので、これを堆肥化していくことによって可燃ごみを減らしていく、あるいは焼却場の施設の延命も図れるのではないかという風に考えておりますので、これを来年度からモデル的に実施をしていきたいということで、だいたい100世帯ぐらい、来年度は100世帯ぐらい協力していただける自治会とか団体さんとかを募りまして、モデル的に実施をしていきたいという風に考えております。これにつきましてはモデル的にやっていきますので、こうした場合の色々分別とかあるいは回収にかかりますという課題とか問題点が出てまいると思いますので、そういったことを掘りおこしていくという形でモデル的にやっていきたいという風に考えております。こういった施設は町内でできればいいんですけども、やはり場所的なこともあります。また新たな施設を建設していかなければならないということもございますので、場所的なこと、あるいは経費的なことございます。こういった施設については臭いとかですね、あるいはそういう虫も発生するというところで

ございますので、やはり町内でやるというのは非常に場所的なことが選定が一番難しいのではないかとということがございますので、今ある既存のそういう民間の施設、視察も行っていただいたと思うんですけども、伊賀市の大栄工業ですね、の方で今、その堆肥化のシステムも確立されているということでございますので、今年からは剪定枝葉、枯草も堆肥化処理しておりますので、それに生ごみを混ぜて、さらに堆肥つくっていくということでございますので、そういった形で委託していきたいと、経費的なことを考えますと、場所的なこともございますので、近くにそういう民間の施設があればいいんですけども、今現状ではそういう三重の一番近いところでしかないということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

委員長 西川福祉課長。

福祉課長 リフトバスの委託料の増の理由でございます。予算では775万3千円という形で21年度予算に計上しております。21年度からはリフトバスが、昨年8月にリフトバスの更新を社会福祉協議会の方で購入を行いまして、リフトバス自身は新しくなっております。昨年も町の方から社会福祉協議会に委託しておりましたが、21年度につきましては車も新しくなりましたことから、委託はそのまま変わりはございませんが、社協の職員を1人専属でその業務にあて、また車自身も町の車から社協の車となるということでございます。燃料費、また修繕費等についても、リフトバスに係ります費用すべて、その委託料として計上したことによりまして、775万3千円という形になっております。昨年につきましては、燃料費、または修繕費等は町の車ということでありますので、委託料には含んでおりませんでした。また人件費につきましても、社協の職員の1人まるまるの人件費ではなしに、一部の費用として計上しておったことから増になったところでございます。

西谷委員

そしたらですね、ちょっと聞きたいんですが、実際にまず1番の生ごみの堆肥化の中で、民間施設を利用するというこの中ですが、これはどっちかっていうとこれまでのごみの処理の中では、これモデル地区でやるということは、最終的には将来こういう形でいかれるのを全体としてやっていこうということや思うんですが。それやったら根本的な大転換になると思うんですが、そうした場合にですよ、例えば100世帯のごみを集めるというのはどういう方法で集めて、そして運搬されるのかっていうのはどうもイメージしにくいんですが、例えば100世帯、1つの自治会の中でこういう生ごみをされるのか、それとも手を挙げはった人とかそういうのをしたいという部分をなんぼかリストアップしてされるのかっていうことで、相当収集の方法とかが変わってくると思うんで、その辺のところをちょっと聞きたいのと、それとクリーンキャンペーンについてはこの予算の211万は1,200人から3千人やっていうことでされたんですが、私何度もずっとクリーンキャンペーンに参加してるんですが、実際には歩いて、ほとんどごみのないようなところを目を皿のようにして、例えば吸殻とかなんかそれをとってるような部分を見てると、実際にやってることと、実際町民が望んでることというのはすごくギャップがあるよう思うんですね。その中で聞くのは通学路の笠町のところでも、なんや町道か民間地かわからないので、なかなか草刈りしてもらえへんようなところがあったりとか、結構草刈り、通学路の草刈り、あるいは河川の草刈りとかそういう部分っていうのは、相当町内歩く中では不満の声を聞くわけで、その中ではクリーンキャンペーンを、こういうこと大々的にするんやったらそれこそ大々的に草刈り機持ってはるような人を募ってですよ、ほんで来てもらて、草刈り機、町が住民から言われて把握しているようなところについて、町の予算ではでけへんようなところについてはこういう機会にしてもらおう、せめてボランティアっていうんやったら燃料費ぐらいを負担するとかっていう形でしたら、もっと地域に住んでる人も納得できるし、住民も草刈ることによって本当にクリーンキャンペーンに参加してボランティアとして町のために

やったみたいなの、そういう満足感って得られるん違うかな。単に人数を1,200人を3千人に増やしたからって、決してクリーンキャンペーンが成功になったとは私はちょっと思わないんですが、その辺のところもう少し詳しくお尋ねしたいのと。それとバイオ燃料なんですけど、実際に今、私の知り合いの人が香芝市の中学校の方で参加してやってるんですが、今はこのバイオディーゼルの燃料の精製っていう、相当低い値段で機械があるんやっていう話を聞いたんですが、技術も進歩してっていうことなんですけど。ちょっと1千万っていう話には驚いたんですが。私が聞いた中では1桁違うような感じで、2,3百万ぐらいでできるん違うかなっていう話を聞いてて、これぐらいやったら別に地域の中でできるんちゃうかなっていうことを素朴に思ったもんですから、今回の1千万っていう話はちょっと驚いたんですが。その辺のところは本当にそういう施設で、1千万やからそしたら、相当多少今のバイオディーゼルっていうのは技術は進んでるけれども、多少ディーゼルのフィルターっていうんですか、それを頻繁には変えんなんっていう欠点はあるんやっていう話は聞いてるんやけど、そういう部分がないぐらいすばらしい機械なのか、その辺のところも含めてちょっと再度お答えいただけますか。

環境対策
課長

まず1点目の生ごみの回収の方法と運搬の関係でございますけども、これモデル的に21年度からさせていただきたいということなんですけども、一応100世帯ということで見込んでおるんですけども、まず自治会の方で、もし協力していただけたら、例えば自治会の中で1ヶ所、例えば公園とか集会所がございましたらそこにですね、そういうコンテナ、生ごみ回収用のコンテナを置かせていただいて、そこに自治会の方が運んでいただくと、ご家庭ではそういうバケツとか水切りバケツとかいうところで保管していただいて、そのバケツを持ってコンテナに入れていただくと、それを町の方で回収させていただくというのがまず1つと。それから個人的にやりたいと、自治会ではなくて個人的にも協力させていただきま

すという方があればですね、例えば町の公園とか公共施設にですね、そこにコンテナを置かせていただいて、そこに持ち込んでいただくということを合わせて今考えておるところでございます。それを回収いたしまして、運搬するという形で今考えております。

それからクリーンキャンペーンの関係ですけれども、説明不足で申し訳ないんですけども。このクリーンキャンペーンにつきましては、春と秋と2回開催をさせていただいているんですけど、春につきましては町が主催をさせていただいてやらせていただいている。先ほど申し上げました3千人規模っていうのは、町が主催させていただいて分でございますけど、これにつきましては従来コースを7コース、町の方である程度コースを設定していただいて歩いて、ごみを収集しながら歩いていただいたということでございますので、なかなかごみが落ちてないという状況もあったと思うんですけども、本来3千人規模と考えておりますのは、例えば1ヶ所集合場所を決めさせていただいて、そこに各ご家庭から通学路通っていただいても結構ですし、あるいはごみの多いところ、任意でコースを設定していただいて、そこに家から集まって、1ヶ所に来ていただくというそういうクリーンキャンペーンをさせていただきたいという風に今のところ考えておるところでございます。この秋の、2回目の部分は自治会別クリーンキャンペーンでございますので、これにつきましては自治会の方で日を設定していただいて、やっていただくということでございます。この中では草刈り等もされていると思いますので、先ほど211万というのは、この2回分の関係で、自治会でされる場合、土砂、水路掃除されたりしてですね、土砂がでるといこともございますので、その土砂処理の費用も含んでおる。純粹にクリーンキャンペーンのごみの清掃ということではなしに、ほとんどが土砂処理の関係で、費用がかかっているということでございます。

それからBDFの関係でございますけれども、これにつきましては先ほど申し上げましたように、竜田川流域で取り組んでいくという中で、やはり生駒市とそれから平群、斑鳩のその回収日の、廃油の回収

日ですね、それに見合う機械を設置しなければならないということでございますので、例えば斑鳩町だけでしたら、そういった小さな機械でもいけるかもわかりませんが、やはり1市2町で協議会で取り組んでいくということでございますので、そうした大きな機械がかかるということでございますし、あるいは後の維持管理費も薬品関係とかですね、そういう品質の管理もしていけないかということでございますので、機械だけの費用ではございませんので、そういった費用もかかっているということでございます。

委員長 他に、その他について委員皆さんの方で。
吉野委員。

吉野委員 救急の件なんですけども、最近私とこの地区は高齢化が大変発達したっていうか多いところで、70歳以上の方が単身、または夫婦2人で住んでいる例が大変多くなってきたなと思っております。つい先日老人クラブの会がありまして、そこでの話もあったんですけども。1つは大変明るっていうか名暗、明るい例で、それからある意味天国と地獄という話が2つでてきまして、1つは旦那さんの方が、2人暮らしですけど、旦那さんの方が倒れてしまったと。そして携帯電話に手を伸ばそうにも伸ばせない。当然自宅の電話にも手を伸ばせない、そこへ奥さんが、奥さんがその寸前に散歩に出かけて行って、忘れ物をして入ってきたらそういう状況だったと。すぐ、三室病院がすぐ向いにありますんで、救急に来てもらいましてそれは全く後遺症なしに、2週間の入院でびんびんとしてまったくもとのままの体で帰ってきたと、そういう例がありました。そしてもう1つは暗の、地獄の方なんですけども、同じように奥さんが旦那さんの異常に気がついて、けどもそれは奥さんがいつもの通り寝てるわと思って放っておいたら、それは亡くなっていたと、こういう2つの例があったんですけども、これは救急の場合にですね、なんかいい方法で役場とかなんかに直接繋がるような方法があれば、簡単な方法であれば、助かれば

大変な財政ちゅうか、本人のためにもすごい幸せなことですし、そういう点でなんか救急に関して何かいい考え方、ある地方のある地域では大きなビルを造ってなんとか、そんな案もありますし、私らの地域では一応向こう三軒両隣じゃないけども、隣とせめて2，3件で話し合っ、お互いになんか急病とか例えばあるいは悪い例、強盗が入った時にすぐ知らせるようなそういうシステム考えようかなっていう話ありましたんですけども、行政の方として何か取り組んだような例はありますでしょうか。

委員長 西川福祉課長。

福祉課長 高齢福祉の関係ですが、緊急通報装置の設置ということで、今事業しております。対象者につきましては1人暮らし等のお年寄り、また高齢者のみの世帯、またこれに準ずる世帯ということになっておりまして、また身体障害者である方とかという形で対象者はある程度は絞っておりますが、そういう方にそういう装置を申込みしていただきまして、そういう装置が必要となりますと、そういう装置を設置していただきます。それにつきましては首に掛けるペンダント式でありますとか、部屋に置く装置でありまして、もしもの場合にそのスイッチを押していただくと、すぐに委託業者に委託しております、24時間体制で通報をキャッチするという方法になってます。その後近所の方に、支援者の方を2人決めておりまして、その業者から支援者の方へすぐに見にいていただくと、見に行っていていただく中でもし緊急であれば、救急車方にもすぐに連絡するとい風な装置を今、装置を設置という形でやっておるところでございます。

吉野委員 そういういいシステムがあるっていうことは、老人会の席ではなんか分かってないような感じなんですけども、広報をもう一回きちっとしてもらいまして、それで例えば全町に1人でも助かった人が出ればそれだけでその値打ちあるようなものですから、一つよろしくお願

いたします。以上です。

委員長

かなり以前から、この事業は斑鳩町は取り組みをされている事業ですが。私も申し上げてました火災警報器などの利用ももう一つ掛っていないと、芳しくないという状況もありますのでね。また今委員よりそういう声もありましたので、色々取り組んでいますっていうことの中で、また斑鳩町としてはそういうものを利用していただけるようにしっかりとアピールをしていっていただくということをお願いしておきたいと思います。

中川議長。

議長

今の吉野委員の質問で、緊急通報装置を設置するという事業、私も知ってましたけど。委託業者に通報がいった、委託業者が近所の人2名の方に連絡されるって今答弁されましたけど、その近所の人2名いはらへん時どないしまんのやろ。その通報装置の意味なしませんわな。

福祉課長

この協力員という方でございますが、2名の方、当初設置される時にそういう協力の方を依頼してまず決めることにしております。まず業者の方に通報がいくんですが、業者からすぐそのお宅に確認行くとかいうことは、また時間かかりますことから、近所の方でという形をお願いしておるところでございます。今現在設置される方につきましては、その協力者の方も決めておられますことから、決められないということはないという状況でございます。もし、ない場合にはですね、また地域の小地域福祉会でありますとか、そういう方にまたお願いして、協力員を。

委員長

西川課長。

福祉課長

すいません。ちょっと勘違いしておりまして、協力員の方が自宅におられないということでございます。そういう場合には通報がありま

したら救急車の方、救急の方ですね、すぐ委託業者の方から連絡すると、すぐ出動してもらうということでございます。

委員長 他にございませんか。
吉野委員。

吉野委員 この同じ私の地区に西和消防の救急に乗っておられる方がおられまして、その方が、こういう例はざらにある話で、本当に残念なこともあるし、運がよかったなっていうこともあると。隣に例えばそういう例が出た場合に駆けつけても、西和消防としては例えば鍵を壊すとかいう段階まで考えて行ってすぐ鍵を、戸が、普通鍵を閉めて出かけられますんで、鍵を壊すような道具まで持っていつていると。そこまで聞きますと、運、不運ってうのは、運、不運では済まされないような、システムやなんかできちっと助かる人は助かるというような状況を、常に行政としてはその方向でずっといってもらわな、そして広報もきちっとしてもらって、一つよろしく願いいたします。ものすごい身近な問題で私もびっくりしたもんですから、よろしくまたお願いしたいと思います。以上、依頼です。

委員長 他にございますか。
ちょっと先ほどの西谷委員の質問に関連するんですけども。リフト付きバスの委託料が大幅に上がったということについては、私もちょっと気になっておった件なんですけど、社協の職員を1人専属でというお話、説明がありましたが、私、小地域福祉会でもこれまで何度も利用しておりますが、臨時職員さんが運転をしてくださってましてね、いろんなどこへ研修に出かけてきた経過もございますが、ということは、これまでそうやってきておられた臨時職員さんはもう来られなくなって、その社協の職員さんがもう全部運転をなさるという風な形の考え方になるのかどうか、その辺のリフトバスについての職員の体制ですね、これについてももう少し明らかにしておいていただきたいなど

いう風に思いますが、いかがでしょう。

福祉課長

臨時職員の勤務の状況でございます。平成20年度につきましては、予算の計上で申し上げますと、月に30時間の勤務体系を見込んでおりました。その社協の職員が休んだ場合とか、また仕事の関係で行けない場合等の臨時職員として月30時間を見ております。また21年度につきましては、同じく休む場合もございますが、月15時間という形で減らしております。まったく社協の常勤職員という状況ではできない場合もございますので、その事態に対応できるようにということで、15時間分の賃金を計上しております。

委員長

もちろんこれは1人でなかなか対応しきれないということもわからなくもないんですけども、わざわざ専属でつけて、それでもなおかつこうやって月15時間は見ないといけないという中にありましてね、もちろん社協の職員さん、一旦正職で採用された職員さんについては、やはりその職務についていただいて、その方の職場として保障するっていうのは重要なことですし、きちっと社協にもしていただかないといけないと思っておりますけども、ただですね、斑鳩町でも重要な一般職なども、臨時職員などでの対応対応ってずっとしてきて、私はそれなんかも問題があるのではないかと、あまりにも臨時職員が多いのはどうかと、というようなことなども申し上げてきましたけどね。そんな中であっても、あえて委託料がこんなに大幅増になっているところについてね、その職員さんの仕事をしていただく関係が、よく見えてこない。去年も同じ方がいらっしやったのに、去年は230何万でしたかね、去年はその職員さんもいらっしやったのに、そういう金額やったけれども、なんで21年度では別に臨時職員さんが15時間減っただけやなのに、臨時職員さん15時間減らしといて、金額がこんだけ大きくなるっていうことについてはね、なんか余計にわかりにくいなあという風には思ってるんですけどね。だから私思いますのは、ちょっと聞いてくださいね。社協が事業撤退するという報告を以前に

厚生委員会にされましたね。3事業ある中で黒字の事業1つ撤退すると、訪問入浴はもともと赤字でしたけどね。3つの事業のうち、1つは結構黒字やったんですわ。ほんで赤字が2つあって、訪問入浴とその黒字の事業をやめると、そして赤字の事業だけ残すとなった時にね、私はじゃあ今後、社協の補助金にそれらの影響はでてくるというような話もした経過があると思うんですね。その結果補助金そのものについては、20年度から21年度見ますと、若干減ってるんですけども、逆にこういうところで見ると、やっぱり人件費がこういう風な取られ方をして増えているっていうことについてはね、私たちは会計をチェックする側の間人として、これをどういう風に見なければならぬのかっていう風に今思っているところです。ですから色々聞かせていただいたということなんですけどもね。その辺についても各委員さんもそれぞれ色々ご覧になって感じておられところもあるとは思いますが、私自身もちょっとこの辺が腑に落ちない点があるという風には思っているところです。まあ、これはそういう風に申し上げておきたいという風に思います。

他に委員さんの方で何かございますでしょうか。

その他についてよろしいでしょうか。

辻委員。

辻委員

まあちょっと、もう議案終わりましたけどね。このふれあい交流センターのいきいきの里条例改正とか、つどいの広場、まあ4月から施行されるということで、4月の広報載せるということで、近々に発行される、周知されるということでもありますけども。できたらこういういきいきの里の設置条例、私賛成の方の立場ですけども、できましたらもう少し早い目に議会に相談してもらいたい、これ2月の委員会に出てきての感じですので。まあできたらこういう条例改正考えているということで、もうちょっと早い目に、条例案は別としてこういう条例を考えているんやというご相談は担当委員会にお願いしたいなと、それとまた月1ぺんされんのは、生き生きプラザ月1ぺんそうい

うようにされるのは大変結構ですけれども、できましたらもう少し早い目に十分に周知といたしますか、そういうのもちよっと、大変職員さん忙しいのはわかりますけれども、そういう努力をお願いしたいということ要望させていただきます。

委員長 ただいま委員の方からできるだけ、住民周知に係わる案件については、早めにご報告をいただき、早めに色々議論が必要であれば議論をし、住民周知早めに徹底していただきたいというご意見でございましたので、理事者におかれましてはご努力をしていただきたいという風にお願ひしておきたいと思ひます。

他に、その他について委員皆さんの方ではございませんでしょうか。

(な し)

委員長 それでは、その他について、委員皆さんからのご質疑については終らせていただきます。

それと、継続審査案件につきまして、お手元に配布させていただいております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようよろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

それでは、以上でその他についても終わらせていただきます。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思ひますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたりまして町長の挨拶をお受けいたします。

(町長挨拶)

委員長

それではこれをもちまして厚生常任委員会を閉会とさせていただきます。どうも皆さまお疲れさまでございました。

(午前11時38分 閉会)